

食物アレルギー対応における「学校関係者の役割」の具体的な取り組み内容(案)について

資料2

(1)校長

項目	役 割(現行)	役 割(改訂案)	具体的な取り組み内容(アンケート結果)	具体的な取り組み内容(案)	意 見 等
1	◆ 校内における食物アレルギー対応のすべての責任者	◆ 校内における食物アレルギー対応のすべての責任者。			
2	◆ 保護者と面談した際に、学校の基本的な考え方等を説明し、理解を図る。	◆ 保護者と面談した際に、学校の基本的な考え方等を説明し、理解を図る。	○ 和泉市の「除去食等のアレルギー対応」が可能な範囲について説明する ○ 保護者と学校との連絡調整(献立表に基づく食材の確認方法・除去食か代替食かの確認などを含む)の方法等について説明する ○ 対応や連絡方法等について説明し、共通理解を図る ○ 保護者が不安に感じている事項(給食や学校生活等)における学校体制について説明する	○ 「食物アレルギー対応のながれ」に基づいて、学校の基本的な考え方等を説明し、理解を図る	
3		◆ 校内委員会を設置、開催し、アレルギー対応について協議のうえ、対応方針を決定する。	○ 面談後や保護者から関係書類が提出された際に「校内委員会」を開催し、養護教諭と栄養教諭等関係職員に意見を求めたうえで、対応方針を決定する	○ 「食物アレルギー対応のながれ」に基づいて、対応方針を決定する	
4		◆ 校内委員会で決定した校内の対応方針を踏まえ、教職員に伝える	○ 当該児童、生徒について教職員の共通理解のずれが生じていないかを確認の上、学校における対応を決定する	○ 「食物アレルギー対応のながれ」に基づいて、校内委員会で決定した校内の対応方針を、教職員に周知する	
5	◆ 職員の共通理解が持てるように指導する。	◆ 職員の共通理解が持てるように指導する。	○ 食物アレルギーの要配慮児童の情報を共有する	○ 食物アレルギーの要配慮児童生徒の情報を共有する	
			○ 薬やエビペンの保管場所の情報を共有する	○ 薬やエビペンの保管場所について情報を共有する	
			○ 給食提供時のチェック方法を確認する	○ 給食提供時のチェック方法について周知し、確認する	◎ 周知と確認の両方が必要
			○ 栄養教諭、養護教諭、調理員等と給食提供時のチェック方法の確認をする		
			○ 事故が発生した際の対応方法等についてシュミレーションを実施する ○ エビペン研修を実施する ○ 医師による研修を行う	○ 食物アレルギー対応にかかる研修会を開催する(エビペンの使用・事故対応シミュレーション等)	◎ 研修会の記述は一つにまとめる
			○ 大阪府内食物アレルギー事故報告書の周知をする		
			○ ヒヤリハットをふまえ、本校における給食提供時のチェック方法や事故が発生した際の対応方法等について確認する	○ ヒヤリハット事例を踏まえ、校内の対応体制を確認する	
6	◆ 実施基準に照らし、関係職員と話し合いの後、対応を決定する。				
7	◆ 教職員に対して食物アレルギーについての知識や対応について周知を図る。				
8	◆ 薬等の学校への持参を許可した場合は、必要なときに教職員が確実に本人に手渡せるよう、管理使用について研修等で、周知徹底を図る。				
9	◆ 事故・ヒヤリハットが発生した場合には、迅速に教育委員会へ報告する。	◆ 事故・ヒヤリハットが発生した場合には、迅速に教育委員会へ報告する。			
10		上記以外に取り組んでいる事項	○ 校長室で持参食を管理 ○ アレルギー等で事故が起こった際にもタイムラグが少なく対応できるよう、生徒の位置情報について教員間で情報共有をする		◎ 各校で対応が異なるため記述は不要

食物アレルギー対応における「学校関係者の役割」の具体的な取り組み内容(案)について

資料2

(2)学級担任

項目	役 割(現行)	役 割(改訂案)	具体的な取り組み内容(アンケート結果)	具体的な取り組み内容(案)	意 見 等
1	◆ 保護者からの連絡をすぐに 関係職員に伝え、連携を密 にしておく	◆ 保護者からの連絡をすぐに 関係職員に伝え、連携を密 にしておく。		○「保健調査票」の確認等により把握したアレルギー情報を関係職 員に伝える	◎ 情報の把握方法について、具体的 に示しておく方が良い
2	◆ 保護者と面談した際、児童・ 生徒の実態、保護者の要望 等を確認しておく	◆ 保護者と面談した際、児童・ 生徒の実態、保護者の要望 等を確認しておく。	<面談等の時期> ○ 4月(年度当初) ○ 家庭訪問時 ○ 管理職、学級担任、養護教諭、栄養教諭と保護者で行う ○ 4月の給食が始まるまでの日程 (面談を希望しない場合は電話連絡にて確認) ○ 状況に応じて都度 (把握事項) ○ 原因食材、程度(食せる量、接触の可・不可など) ○ 症状(出る量や調理形態)とその時の対応(エピペン・内服薬の有 無、使用基準、保管場所など) ○ 家庭での除去の状況 ○ 通院や負荷試験の頻度、程度(挑戦している食材の量等) ○ かかりつけ医、指示事項 ○ 過去のアレルギー症状の有無とその時の対応 ○ 運動誘発の有無(「有」場合は時間割などを調整) ○ 給食当番、掃除当番、配膳順、座席の配慮の有無等 ○ クラスメイト、職員への周知について ○ 緊急時の対応及び連絡先 ○ 保護者の要望	○「食物アレルギー対応のながれ」に基づいて、児童・生徒の実態、 保護者の要望等を確認しておく	
3	◆ 給食時間までの事前確認及 び給食時間中の確認作業を 行い、誤配・誤食を予防する	◆ 給食時間までの事前確認及 び給食時間中の確認作業を 行い、誤配・誤食を予防す る。	○ 個別のアレルギー献立表を児童と確認している ○ 給食室と一緒に持参食・除去食等を取りに行っている ○ 給食時に献立で除去食や持参するメニューの有無を確認し、誤 配・誤食がないようにしている ○ 配膳時に担任と児童・生徒で確認を行っている ○ 喫食中もお代わりの時に誤配をしないか、こぼしたりしたものを誤 食しないか注意している ○ 給食中に巡回を行っている ○ 除去食は、担任が児童の座席に置いている ○ 給食時の座席等に配慮している ○ 給食当番としての配膳作業は行わせていない ○ 牛乳に対し強いアレルギー反応が出る児童には特に配慮し、給 食を食べる席や牛乳をかごに返す順路などを決め、児童にも周知 している ○ アレルギー児童の給食を最初に配膳している ○ 常に意識して給食指導を行えるようアレルギー情報を教卓等に貼 り付けている ○ 当該児童のアレルギー対応状況を記したカード及び対応食品に 印を付けた献立表が栄養教諭より配布される。カードは教卓に献 立表は教卓後ろのロッカーに掲示している ○ 献立表にシールを貼ってクラス全員に周知している (エピペン所持児童がいるため、除去食対応のある日に目印をつ けている。クラス児童への周知は保護者了承済み)	○「確認スキーム」に基づいて、誤配・誤食を予防するための確認作 業を行う	※ 誤食・誤配を防ぐための「確認ス キーム」については、次回以降の委 員会で検討予定

食物アレルギー対応における「学校関係者の役割」の具体的な取り組み内容(案)について

資料2

(2)学級担任

項目	役 割(現行)	役 割(改訂案)	具体的な取り組み内容(アンケート結果)	具体的な取り組み内容(案)	意 見 等
4	◆ 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う	◆ 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。	○ 出張や休暇の場合の補欠体制を確保する ○ 担任が引き継ぎ用の書式を記載し、事前に他の教職員に説明し依頼をする ○ 学年会等で同学年の学年主任、学級担任、副主任と情報を共有する		◎ 出張や休暇等による代替職員の調整は管理職の役割であり、担任の役割ではない ◎ 各校で対応が異なるため不要
5	◆ 食物アレルギーに対しての正しい認識を持ち、他の児童・生徒にも機会を見つけて伝える	◆ 食物アレルギーに対しての正しい認識を持ち、他の児童・生徒にも機会を見つけて伝える。	○ 校内外の研修会に参加する		◎ 研修会への参加が必要なのは学級担任だけではなく、全教職員であるため、あえて学級担任のみ記載する必要はない
			○ 年度当初に全学級で給食指導を行う ○ 食物アレルギーについて学級指導(好き嫌いではない・お弁当などを持参することについての理解)を行う ○ アレルギ－反応が出た時の怖さや辛さ等について、クラス全体の問題として捉えられるよう生徒に伝える機会を設ける ○ 牛乳に触れただけでアレルギー症状が出る児童がいる場合、危険性等について説明を行う ○ 毎年、新一年生に対し、養護教諭・栄養教諭が給食指導の前に食物アレルギーに関する話を行う時間を設ける ○ 授業時間に栄養教諭が食物アレルギーや給食について指導する時間を設ける ○ 友達の様子がおかしいときはすぐに大人に連絡するように指導する	○ 食物アレルギーについて指導を行う (指導の内容) ・食物アレルギーの危険性 ・食物アレルギーを引き起こす原因食物の除去は好き嫌いではないこと ・お弁当を持参すること 等	
			○ 保護者の同意のもと、クラスの児童・生徒について周知し共通理解を図る	○ 食物アレルギーを有する児童生徒の状況について、保護者の同意のもと、クラスの他の児童生徒に周知し、共通理解を図る	
6	◆ 緊急時の対応、連絡先を保護者から知らせてもらい、職員間で確認しておく。	◆ 緊急時の対応、連絡先を保護者から知らせてもらい、職員間で確認しておく。			

食物アレルギー対応における「学校関係者の役割」の具体的な取り組み内容(案)について

資料2

項目	役 割(現行)	役 割(改訂案)	具体的な取り組み内容(アンケート結果)	具体的な取り組み内容(案)	意 見 等
1		◆ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態を把握し、個別の対応方法や、緊急措置方法等を立案する。		○ 把握した食物アレルギーを有する児童生徒の情報を踏まえ、対応方法を個別に検討のうえ、その内容を「食物アレルギー面談シート(資料5)」に記載する	※ 立案した対応方法を「食物アレルギー面談シート(資料5)」に記載することにより事務の簡略化を図る
2	◆ 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する	◆ 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。	○ 面談において把握した情報を整理し、アレルギーを有する児童が不調を訴えた際の資料として活用する ○ 原因食材、程度(食せる量、接触の可・不可等) ○ 症状(皮膚・消火器・呼吸器症状) ○ エピペン有無 使用基準 保管場所等 ○ 内服薬の有無、使用基準、保管場所等 ○ 家庭での除去の状況 ○ 受診機関、主治医 ○ 緊急時の連絡先	○ 「食物アレルギー対応のながれ」に基づいて、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する	
3	◆ 保護者と連携を図り、食物アレルギー対応が必要な児童・生徒の実態を把握する。	◆ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態を把握し、全教職員と情報共有する。	○ 面談等で得た情報を個別対応シート等の書式にまとめて教職員に配布する ○ 顔写真つきでアレルギー内容、エピペン、内服薬の有無、使用基準、保管場所、緊急時の対応について情報共有をする ○ 薬が変わった場合や季節によって食物アレルギーが出やすい時期等はより子どもの体調に留意するよう声掛けを行う ○ 栄養教諭とともに毎月の献立チェック ○ 毎月の献立表を関係職員と確認を行う ○ アレルギーを有する児童が不調を訴えた際、関係職員と連携のうえ、誤食の有無を確認する ○ 持参食の預かり、給食時の見回りを行う	○ 面談等で得た情報をまとめた書面を教職員に配付し、情報共有を図る ○ 食物アレルギーに関する情報に変更があった場合は、全教職員に周知する	◎ 解除のタイミング等、アレルギー情報に変更があった場合に周知している
4	◆ 学級担任、給食担当(栄養教諭・学校栄養職員等)との連携を図る。 ▶学級担任 ⇒ 該当児童・生徒の食物アレルギー状況の情報を提供する。				
5	◆ 食物アレルギー反応が出た場合の措置方法を確認しておく。 ▶主治医、学校医との連携を図る。 ▶当該児童・生徒が誤食した場合や、食物アレルギー症状がでた場合の応急処置の方法や連絡先を事前に確認しておく。	◆ 主治医、学校医、医療機関、消防機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。	学校医: 内科検診時に様式4を確認してもらう 主治医: 必要に応じて保護者の了解のもと連絡をする 緊急時の対応について(内服薬、エピペンの有無、使用基準、保管場所など)全職員で確認する 全職員に対し、預かっている薬剤の保管場所、薬剤の使用の判断基準を周知する エピペン所持者の個別対応表、給食対応の一覧を作成し全職員に周知する エピペン研修を行う(使用のシュミレーションを含む) 心肺蘇生法の講習を行う かかりつけ医や生年月日、緊急連絡先等を記載した書類を作成する 全学級、特別教室に食物アレルギー事故発生時の対応マニュアルを常置する 食物アレルギー対応マニュアルを作成する	○ 内科検診等の機会を利用し、学校医に学校生活管理指導表の確認を依頼する ○ 必要に応じて、保護者の了承のもと主治医に対応方法の相談等を行う	◎ 主治医や学校医との連携について、具体的に記載した方が良い ◎ 校長先生の役割に記載する ◎ 食物アレルギーに限らず、緊急時の対応として、書類(緊急連絡カード等)があるため、新たに作成することは不要
				○ 教育委員会を通じて消防機関にエピペンを所持している児童生徒数を報告する	

食物アレルギー対応における「学校関係者の役割」の具体的な取り組み内容(案)について

資料2

(4) 栄養教諭・学校栄養職員等

項目	役 割(現行)	役 割(改訂案)	具体的な取り組み内容(アンケート結果)	具体的な取り組み内容(案)	意 見 等
1		◆ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態を把握し、個別の対応方法等を立案する。		○ 把握した食物アレルギーを有する児童生徒の情報を踏まえ、対応方法を個別に検討のうえ、その内容を「食物アレルギー面談シート(資料5)」に記載する	
2	◆ 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する	◆ 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。	(把握事項) ○ 原因食材 ○ 食べることでできる量 ○ 原因食材の接触の可否 ○ 症状(皮膚・呼吸器・消火器症状) ○ 内服薬の有無 保存場所 使用基準 ○ アナフィラキシーの有無 ○ エピペンの有無 保存場所 使用基準 ○ 家庭・保育園・幼稚園での除去の状況 ○ 通院や負荷試験の頻度、程度(挑戦している食材の量等) ○ 緊急連絡先 ○ 緊急時の対応方法 ○ かかりつけ医、指示事項 ○ 過去のアレルギー症状の有無とその時の対応 ○ 運動誘発の有無を把握し、必要に応じて時間割等を調整 ○ 給食時間の座席の配慮の有無 ○ 給食当番活動の配慮の有無 ○ クラスメイト、職員への周知について ○ 給食の配膳の対応方法 ○ 掃除当番の配慮の有無 ○ 除去食の有無を把握 ○ 持参食の有無の把握 ○ 除去内容、除去対象外の食材が喫食可能かを確認 ○ コンタミの可否 ○ 本人の食物アレルギーへの自覚の有無 ○ 一番最近アレルギー反応を起こしたのはいつか ○ 小学校時の対応方法 (把握方法) ○ 各種面談(就学時健診時面談、アレルギー対応継続申請時面談等) ○ 入学説明会において提出資料に基づき、保護者からの質問に答えている ○ 個々の給食アレルギー対応について、管理職・学級担任・養護教諭と相談のうえ提案 ○ アレルギー関係書類、補助金、返金等について説明 ○ 毎月の献立等の確認方法について説明 ○ 入学説明会において提出資料に基づき、保護者からの質問に答える ○ 小学校と密に引継ぎを行う	○ 「食物アレルギー対応のながれ」に基づいて、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する	
3	◆ 学校給食でどのような対応ができるのかを検討し、校長に報告する	◆ 学校給食でどのような対応ができるのかを検討し、校長に報告する。	○ 個々の給食アレルギー対応について、管理職・学級担任・養護教諭・調理員と検討のうえ校長に確認を求める ○ 新年度に報告書を作成	○ 個別の対応を関係職員(管理職・学級担任・養護教諭・調理員等)と検討のうえ、校長に報告する	

食物アレルギー対応における「学校関係者の役割」の具体的な取り組み内容(案)について

資料2

(4) 栄養教諭・学校栄養職員等

項目	役 割(現行)	役 割(改訂案)	具体的な取り組み内容(アンケート結果)	具体的な取り組み内容(案)	意 見 等
4	◆ 学校給食での対応が決定したら、関係職員、保護者とともに毎月の対応について協議する。	◆ 学校給食での対応が決定したら、関係職員、保護者とともに毎月の対応について協議する。	○ 保護者に毎月の献立について確認するとともに、対応に関して適宜連絡を行う	○ 保護者と毎月の献立を確認するとともに、必要に応じて対応を協議する	
			○ 必要に応じて電話連絡、連絡帳のやり取り、面談等で対応を協議する		
			○ 年度当初に全職員に個々のアレルギー対応について説明をする		
			○ 調理員とのミーティングにおいて、全てのアレルギー対応について情報共有する	○ 調理員とのミーティングにおいて、アレルギー対応について情報を共有する	
			○ PC掲示板を利用し、除去食提供日は毎日の予定表に表示 ○ チェックした献立表を職員室、養護教諭、給食室に配布する	○ チェックした献立表を関係職員に配付する	
5	◆ 必要があれば、保護者にアレルギー物質を含む食品が明記された詳細献立表、成分配合表を配付し、チェックをしてもらい、確認する。	◆ 必要があれば、保護者にアレルギー物質を含む食品が明記された詳細献立表、成分配合表を配付し、チェックをしてもらい、確認する。	○ 保護者が確認した詳細献立表と成分表を栄養教諭が再確認する ・実施献立 ・配布献立 ・配合成分表		◎ 項目として具体的に記載されているため、具体的な内容は不要
			○ 栄養教諭がアレルギーを含む献立にチェックを行い、保護者にダブルチェックを依頼		
			○ 確認後の献立表の教室での掲示を担任に依頼		
			○ 保護者から提出のあった「確認表」を学校と担任が保管		
6	◆ 提供する場合は、献立作成や作業工程表を作成するときに、食物アレルギー物質を含む食品に注意を払うとともに、混入がないよう除去食の調理指示を行う。	◆ 提供する場合は、献立作成や作業工程表を作成するときに、食物アレルギー物質を含む食品に注意を払うとともに、混入がないよう除去食の調理指示を行う。			
7	◆ 給食時の指導について担任に状況を伝えてアドバイスを する。	◆ 給食時の指導について担任に状況を伝えてアドバイスを する。	○ 席の配置、当番活動、配膳の順、皮膚についた時の対応、クラスの児童への指導、緊急時の対応などについて助言を行う	○ 席の配置、当番活動、配膳の順、皮膚についた時の対応、クラスの児童への指導、緊急時の対応等についてアドバイスを 行う	
			○ 給食時間に巡回し、気になることがある場合は学級担任に相談、必要に応じてアドバイスを 行う	○ 給食時間の巡回等で気付いたことを学級担任に伝えて、アドバイ スを行う	
			○ 学級担任以外も分かるようにアレルギーチェックをした献立表を 配布し教室掲示する		
			○ 個別の対応方法について、適宜、学級担任と連絡・調整を行う		
8		上記以外に取り組んでいる 事項	○ アレルギー研修の企画		◎ 学校により対応が異なるため記載不要
			○ 職員室内の掲示物を作成・掲示		
			○ 持参食の確認、保管、管理		
			○ 小学校からの関係書類を引継ぎ事前に情報収集		
			○ 教卓貼付け用のアレルギー対応カード(個人)を作成		
			○ 除去食及び食缶貼付け用のアレルギー対応カード(個人)を作成		

食物アレルギー対応における「学校関係者の役割」の具体的な取り組み内容(案)について

資料2

(5)調理員

項目	役 割(現行)	役 割(改訂案)	具体的な取り組み内容(アンケート結果)	具体的な取り組み内容(案)	意 見 等
1	◆ 食物アレルギー対応の必要な児童・生徒の実態について理解し、除去食の内容を確認する。	◆ 食物アレルギー対応の必要な児童・生徒の実態について理解し、除去食の内容を確認する。	○ 毎日のミーティングでアレルギー食材を確認	◎ 毎日のミーティング等において、当日の食物アレルギー対応について確認する	◎ 「食材」ではなく「対応」の文言に変更の方が良い
			○ 持参食・除去食を栄養教諭と確認し、当該児童に受け渡す ○ バターやチーズ等の添加物については、クラスのパール袋上に除去食対象者の名前を記名し、配膳する給食当番に名前を書いている人の分は配らないよう説明したうえで手渡す ○ 乳製品を食べられない人数を確認し、食数を減らしたうえで食べない人の名前を書いた紙を袋に添付 ○ 栄養教諭が作成したアレルギー対応カード(個人)を食缶や除去食に貼付け、誤配の防止を図る ○ 除去食の渡し忘れがないように給食室内部と展示食コーナーの2か所に「除去食ありますカード」の掲示を行い、受け渡し後に外す ○ 調理員全員で除去食の調理方法等を確認したうえで調理作業を行う ○ 声だし確認をしながら該当生徒ごとに除去食をお盆にのせ、名前つきプレートをつける ○ アレルギー対応の献立表をもとに確認 ○ 除去食を担当した調理員が、給食受け渡しの時に立ち会い、クラス担任や付き添いの先生に直接確認したうえで手 ○ 作業時の混入がないよう、作業箇所や器具の使用等に配慮して調理する		◎ 誤食・誤配を防ぐための「確認スキーム」については、次回以降の委員会で検討予定
2	◆ 給食担当(栄養教諭・学校栄養職員等)と話し合いながら除去する食品を確認した上で、作業工程表を作成し、調理作業にあたる。	◆ 給食担当(栄養教諭・学校栄養職員等)と話し合いながら除去する食品を確認した上で、作業工程表を作成し、調理作業にあたる。	○ 前日のミーティングで食品の確認及び除去食担当者を決定したうえで工程表を作成し、調理従事者全員に周知を行う(当日のミーティングで再確認)	○ ミーティングで食品及び調理方法を確認し、除去食担当者を決定する。	◎ 「項目2」へ移動
			○ 栄養教諭と除去する食品を確認・調整し、作業工程表を作成したうえで調理作業する	○ 調理従事者全員で作業工程表及び作業動線図を確認する。	
			○ 除去食を調理する調理員はアレルギー食材にふれない作業工程にする		
			○ アレルギー食材を扱う調理員を確認のうえ、作業動線が重ならないよう注意する	○ 作業時に混入することがないよう、作業場所や器具の使用等に配慮して調理を行う	